

# 令和元年度高知市職員採用資格試験

## 試験案内

### J. 初級事務Ⅱ（障がい者対象）

受付期間 令和元年8月23日（金）～令和元年9月13日（金）  
（郵送の場合は令和元年9月13日までの消印有効）

#### 第1次試験

○ 初級事務Ⅱ（障がい者対象）

日 時 令和元年10月27日（日）午前9時00分から

試験会場 高知市役所たかじょう庁舎（高知市鷹匠町二丁目1番43号）

#### 1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
J. 初級事務Ⅱ （障がい者対象）	1名程度	一般行政事務に従事します。

#### 2 受験資格

試験区分	受験資格
J. 初級事務Ⅱ （障がい者対象）	昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、次の要件をすべて満たす人 (1) 障がい者の手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている人 ※ 試験当日に障がい者の手帳を持参してください。 (2) 活字印刷又は点字による出題に対応可能な人

（注1）

拡大読書器の使用又は点字問題により受験することができます。

点字問題については、その補助手段として試験問題を読み上げる音声機器（音声パソコン又はデジ再生機）の使用もできます。

これらを希望する方は、必ず申込書の「受験上の配慮希望欄」に記入してください。

（注2）

(1) 第1次試験の実施日が異なる試験区分であっても、併願はできません。

(2) 学歴は問いません。

(3) 上記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかの一つに該当する人は受験できません。

① 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

③ 高知市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

④ 日本国憲法施行の日（昭和22.5.3）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 申込方法

申込書及び写真票（ホームページから日本工業規格A列4番の用紙に印刷可。片面ずつ印刷し、両面印刷はしないでください。）に必要事項を記入し、写真貼付欄に写真（申込前6か月以内に撮影されたもので、縦4cm横3cm～縦6cm横4.5cm）を貼り、持参又は郵送のいずれかの方法によりお申込みください。

なお、申込書及び写真票への記入は、ペン又はボールペン（摩擦熱により容易に消去できるペンやパソコン等による文字入力はしないでください。）を用い、かい書で、ていねいに書いてください。

#### 【持参による申込み】

受付期間	令和元年8月23日(金)～令和元年9月13日(金)（土曜日及び日曜日を除く）
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
受付場所	高知市役所本町仮庁舎3階人事課（〒780-8571 高知市本町四丁目1番24号）

#### 【郵送による申込み】

令和元年9月13日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。送信用封筒の表に「採用資格試験受験」と朱書し、返信用封筒（受験票送付先の住所及び氏名を明記し、82円分の切手を貼付した定形封筒（縦14～23.5cm、横9～12cm）に限る。）を同封の上、必ず簡易書留にて差し出してください。簡易書留の控えは、受験票が届かない場合の確認手段となりますので、必ず保管しておいてください。

なお、この郵送方法によらない場合の事故については責任を負いません。

<送付先：〒780-8571 高知市本町四丁目1番24号 高知市役所人事課>

※ 受験票は、申込み受け付け後、順次送付しますが、9月20日(金)頃までに未着の際は、人事課へ照会してください。（☎直通 088-823-9410）

### 4 試験の日時・場所及び試験方法等

#### (1) 第1次試験

試験区分	科目	内容	試験日時	試験会場
J. 初級事務Ⅱ (障がい者対象)	教養試験 (択一式)	一般的教養及び知能についての 高等学校卒業程度の筆記試験	令和元年10月27日(日) 午前9時00分～ 午前11時50分 (点字問題による試験の場合は、 試験時間が異なります。)	高知市役所 たかじょう庁舎 (高知市鷹匠町二丁目 1番43号)

#### 【第1次試験時の主な注意事項】

- 試験開始時間までに、試験会場に集合してください（時間厳守）。  
時間に遅れた場合は、原則として、受験することができませんので注意してください。
- 試験会場には、受験者用の自動車の駐車場がありません。  
受験される方は二輪車もしくは公共交通機関等を利用してください。なお、試験会場及び周辺への無断駐車は絶対にしないでください。
- 試験会場のゴミ箱は利用できませんので、ゴミは各自が持ち帰ってください。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行います。試験日時・会場等詳細については、第1次試験合格発表等の際にお知らせします。

試験区分	科目	内容	試験日	試験会場
J. 初級事務Ⅱ (障がい者対象)	論文 (1000字程度)	職務遂行に必要な識見, 判断力, 思考力等についての試験 (過去2年の出題テーマは別表3参照)	令和元年 11月17日(日)	別途通知します。
	個人面接	主として人物の人物や性格等についての個別面接を行います。		

(別表3) 論文試験過去2年の出題テーマ

実施日	試験区分	出題テーマ
平成29年11月11日	初級事務Ⅱ(障がい者対象)	「なぜ就職するのか」
平成30年11月23日	初級事務Ⅱ(障がい者対象)	「〇〇職ではどのような人材が求められていると思うか」

- 5 資格調査 第2次試験受験者の受験資格の有無, 申込書記載事項の真否等について調査します。その際に, 成績証明書の提出を求めます。

6 合格発表

<b>第1次合格発表</b>	合格者の受験番号及び第2次試験の試験日時等は高知市役所東側掲示板に掲示するとともに, 高知市ホームページ(アドレス: <a href="http://www.city.kochi.kochi.jp/">http://www.city.kochi.kochi.jp/</a> )に掲載しますので, ご確認ください。 また合格者の方には, 合格通知とともに, 第2次試験の試験日時・会場等詳細について通知します。
J. 初級事務Ⅱ(障がい者対象) 令和元年11月1日(金)	
<b>最終合格発表</b>	合格者の受験番号を高知市役所東側掲示板に掲示し, 高知市ホームページに掲載するとともに, 合格者の方に通知します。
J. 初級事務Ⅱ(障がい者対象) 令和元年11月22日(金)	

※ 不合格の方へは全員(ただし, すべての試験科目を受験しなかった方は除く。)に総合得点, 順位, 受験者数, 合格者数を記載した試験成績を通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は, 令和2年4月1日に採用候補者名簿に登載され, 登載の日から原則として1年間(本人の状況によっては削除されることがあります。)高知市職員として採用の資格が与えられます。なお, 採用予定日は, 原則として令和2年4月1日以降となります。  
受験資格が無い場合や, 申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は, 合格を取消します。
- (2) 最終合格者に対して, 直ちに文書で入庁意思の確認を行います。この意思確認において, 「採用辞退」の回答があった場合又は期限内に回答が無い場合は, 採用される資格を失います。採用辞退等により, 採用候補者名簿からの削除があった試験区分に限り, 合格者の追加発表を行うことがあります。

- (3) 地方公務員法第 22 条の規定により、採用の日から 6 か月以上 1 か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

## 8 給料等

給料は、原則として下表の給料表による金額以上が支給されます(ただし、給与改定により変動する場合があります。)。このほか住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当が支給されます。

職 種	給 料	給料表
J. 初級事務Ⅱ (障がい者対象)	148,600 円	行政職給料表 1 級 5 号給

## 9 その他

この試験において提出された書類等は、一切返却できません。  
 申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用しません。  
 ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。  
 受験手続その他試験に関することは、人事課 (☎直通 088 - 823 - 9410) にお問い合わせください。

### 注意事項

- 1 受験票は本人確認に使用しますので試験終了まで大切に保管してください。また試験会場に必ず持参してください。受験票を持参しなければ、原則として受験することができません。
- 2 受験者は試験当日、筆記用具(鉛筆は、HB 5～6 本、シャープペンシル不可)を持参してください。
- 3 試験途中で受験を中止した場合は、その試験を受けることができません。
- 4 問題用紙及び試験答案紙は必ず提出し、持ち帰ってはいけません。
- 5 試験会場において、受験者は試験委員及び係員の指示に従わなければなりません。
- 6 試験中は計算機又は計算機能が付いた時計、携帯電話等の使用はできません。

試験日程の変更は原則として行いません。

特に遠隔地から受験される方については、悪天候などによる主要交通機関(鉄道、航空機及び高速バス等)の運休などが予想される時は、早めに移動するなどして試験に備えるようにしてください。

なお、諸般の事情により試験実施が困難なときは試験を中止し、後日、改めて試験を行うことがあります。その際はホームページへの掲載又は電話等で試験実施日及び合格発表の日程変更等をお知らせします。

試験当日のお問い合わせは、午前8時まで高知市役所(☎代表 088 - 822 - 8111。直通番号は不可)へお願いします。

### ●●● その他の採用試験の募集について ●●●

令和元年 11 月 1 日(金)から任期付短時間勤務職員(事務Ⅱ)(障がい者対象)を募集します。こちらの試験につきましては、実施時期が異なるため、その他の試験との併願が可能です。詳しくは、令和元年 11 月 1 日(金)から配布される試験案内をご確認ください。

試験区分	受験資格	試験案内配布及び 申込受付期間	第1次試験日	最終合格発表
任期付短時間 勤務職員(事務Ⅱ)	昭和 35 年4月2日以降に生まれた人で、以下の要件を全て満たす人 (1) 障がい者の手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている人 (2) 活字印刷による出題に対応可能な人(拡大読書器使用可)	11 月 1 日(金)から 11 月 15 日(金)まで	11 月 24 日(日)	12 月中・下旬